

ゆうゆうだより

68号

◇発行 公益社団法人 春日部市シルバー人材センター 編集/広報部会
春日部市浜川戸二丁目9番地1

電話:(代表)048-752-4747 (会員専用)048-752-4775 FAX:048-763-5210
ホームページ <https://webc.sjc.ne.jp/kasukabe/>

◇会員数 1,267人 ◇男性 897人 ◇女性 370人(令和4年12月1日現在)



毎月20日はシルバー安全・安心の日

基本理念

自立	自主
自分たちの力で育てます	自分たちのものとして考えます
共助	共働
お互いに助け合います	ともに仲良く働きます



富士山

迎春

主な内容 1P	謹賀新年	9P	事業活動の計画
2P	新年ご挨拶	10P	事務局よりお知らせ
3P~4P	事業活動の報告	11P	桐の会からのお知らせ
5P~8P	インボイス制度について	12P	会員の広場/訃報・編集後記

謹賀新年

本年もよろしく
お願い申し上げます



理事長

内田 修司

副理事長

丸山 勝美

常務理事兼事務局長

北澤 富雄

理事

宇内 啓介 市役所

尾堤 英雄 商工会議所

大熊 清

小野 伸治

河内 洋一

北原 秀伸

倉持佐知子

鈴木堅太郎

富澤 博

益子 良男

監事

後藤 武幸

寺門 好雄 税理士

事務職員一同



理事長 内田修司

新年明けましておめでと
うございます。

昨年はウクライナ戦争の勃発

や台湾をめぐる米中の対立先鋭化等により、国連の機能不全状況は一段と進み、3年越しの世界的蔓延が続く新型コロナウイルスは、いまだ収束が見えず、地球温暖化の急速な進行は、

超大型の自然災害の頻発をもたら
らし、世界経済は大きな混乱の中
にあります。

その中で我が国の経済も、物
価の異常な高騰、就業人口の不
足、低金利政策の継続による不
安定な為替動向の長期化等厳し
い状況におかれております。
このような環境の下で当セン

ターは運営活動を展開して参
りますが、本年10月より施行が予
定されているインボイス制度の
導入は、センターの存立を左右
する深刻な法律で、この対策が
最大の課題となります。

センターはこの制度の撤廃を
目指し強力に運動を展開してお
りますが、情勢は非常に厳しい
方向に動いております。

新規就業先の開拓、会員の
拡大、営業車安全運転の強化
対策、事故ゼロ運動の拡充、

会員の健康増進をはかるフレイ
ル予防の推進、事務局組織の効
率化、広報活動の強化等、本年も
積極的に課題に取り組み、組織の
充実発展に頑張つて参ります。

皆様のご健勝、ご多幸をお祈
り申し上げ新年の挨拶といたし
ます。



春日部市長 岩谷一弘

健やかに新年をお迎えのこと
とお慶び申し上げます。

公益社団法人春日部市シル
バー人材センターの会員の皆様
におかれましては、日頃より高
齢者の就業を通じて地域社会に
ご貢献いただくとともに、健康
で生きがいを持ち、いきいきと
毎日を過ごしていくためご尽力
をいただいておりますことに、

心からお礼申し上げます。

さて、本市では、高齢者人口
が7万2千人となり、増加傾向
にあります。高齢者の就業者
数も年々増加しており、高齢者
の皆様が今までの経験や豊富な
知識を生かし、生涯現役で活躍
することができるよう、就業の
支援や機会を拡充していくこと
が求められております。本市と

いたしましても、就業機会の拡
充に向けて、就業に生かせる学
びの場や情報の提供、関係団体
等への支援などに取り組んでい
きたいと考えております。

また、高齢者の皆様が、いつ
までも心身ともに健康で生きが
いのある充実した生活を送るた
めには、日ごろから健康管理に
努め、生きがいを見つけて活動
することがとても重要と考えて
おります。

このような状況の中、それぞ
れのライフスタイルに合わせた
就業機会を提供するとともに、

地域の奉仕活動やイベントによ
る様々な世代との交流等を行う
など、シルバー人材センターの
活動は、ますます重要な役割を
担うものと考えております。

多くの皆様が、「住んでみたい、
住み続けたい。」と思うまちの実
現に向けて、今後も様々な施策
に取り組んでまいりますので、
より一層のお力添えを賜ります
ようお願い申し上げます。

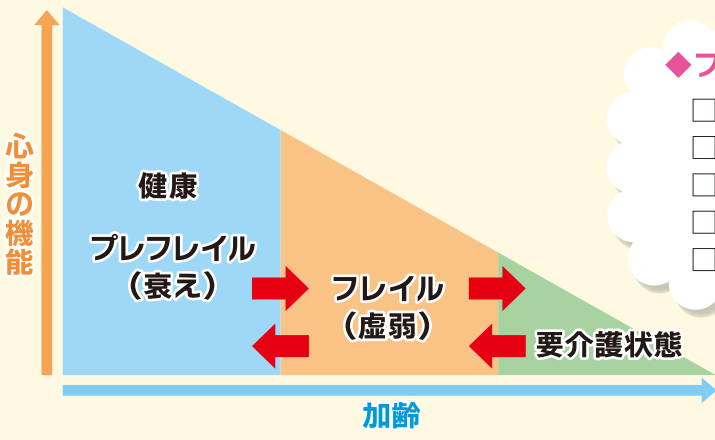
結びに、皆様の今後ますます
のご健勝、ご活躍を心から祈念
申し上げます。新年のあいさ
つといたします。

「フレイル」を知っていますか？

事業活動の報告

「フレイル」とは、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指します。早い時期に予防や治療を行えば、健康な状態に戻ることが可能です。

「ささいな衰え」をそのままにせず、早目に予防や治療を行いましょう。予防の3つのポイントは「運動」「栄養・お口の健康」「人とのつながり」です！



◆フレイルセルフチェック！

- 半年で体重が2～3Kg 減少した
- 体を動かすことが減った
- 疲れやすくなった
- 筋力(握力)が低下した
- 歩くのが遅くなった

◆予防方法【栄養・口腔編】

- お口の中のお手入れをする
- よく噛んで食べる
- 定期的な歯科健診の受診
- 1日3食きちんと食べる
- 3つのお皿(主食・主菜・副菜)をそろえる
- たんぱく質をしっかり取る(肉・魚・卵・大豆・乳製品)



「ささいな衰え」

フレイル予防活動の先駆けとして、フレイルレベル判定講習が、7回にわたって開催されました。各部会・委員会と職員、およそ40人が対象でした。簡単な体力測定や握力測定イベントでは、写真のように、お互い励ましの声を掛け合う姿も見られました。

引き続き、除草・植木剪定・運搬・障子・襖・網戸、およそ180名を対象として展開されていきます。

ご自身のフレイルレベルを知ること、これからのフレイル予防に、お役に立てて頂けたらと考えています。

会員拡大部会より

女性向け入会説明会開催

10月22日(土)女性向け入会説明会が開催されました。



今回の「手づくりサロン」は、日本伝統の工芸品でもある「くみひも」で、申込者多数のため早々に定員に達してしまいう程の人気ぶりでした。
当日は、思い思いの彩り豊かな「くみひも」が作られ、それが



ブレスレットやストラップに仕上がる、皆さんの表情が思わず笑顔へと変わる、楽しいひと時を共有することが出来ました。

「手づくりサロン」を通して、一人でも多くの女性が、シルバー人材センターに興味を持つ「きっかけ」となり、さらには、入会への「ご縁」につながるようにと、今後も会員拡大部会では楽しい企画を考えてまいります。



安全推進委員会より

センター車両使用について

自動車運転について、令和4年5月13日改正道路交通法が施行されました。

75歳以上の運転免許更新手続きが変更になり、過去3年以内に信号無視や逆走など、重大事故につながる可能性が高い違反歴がある人は、「認知機能検査」と「高齢者講習」の他に、新たに「運転技能検査」が導入され、合格しなければ免許を失効する可能性もあります。

この法改正にともない、センター車両を運転する前後にアルコールチェックを徹底し、昨年10月からはアルコール検知器を使用して運転者の酒気帯びが無いことを確認するなど明確な対応を行っております。

また、75歳以上となる会員のセンター車両の使用は、『センター車両使用管理規程』に準じて筆記試験・体力測定・運転

実技試験を実施し委嘱状を交付することで安全運転への意識向上を図ることに努めております。

※あくまでもセンター車両を使用するうえでの規程であり
ます。

※アルコール検知器の使用は、
運転前後に実施し車両ごとに
記録簿へ記載しています。



実技試験の様子

シルバー人材センターにおけるインボイス制度の影響と課題 第2弾

前提

- 年間課税売上高 1,000 万円以下の小規模事業者は消費税納税が免除されている。シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員は免税事業者。インボイス制度（適格請求書等保存方式）導入後においても、この免税の基準は変わらない。

現行

- 取引相手が課税事業者か免税事業者かに関わらず、全ての取引において「仕入税額控除」が認められており、センターは、会員に支払う配分金に関して消費税納税の必要がない。
 $(\text{預かり消費税 } 1,000 \text{ 円} - \text{支払消費税 } 1,000 \text{ 円} (\text{仕入税額控除})) = \text{納税額 } 0 \text{ 円}$



インボイス制度が導入されると（2023年10月～）

- インボイスを介在した取引のみ「仕入税額控除」が認められる。免税事業者であるセンター会員はインボイスを発行できない。このため、センターは、新たに預かり消費税分1,000円を納税する必要が生じる。
 $(\text{預かり消費税 } 1,000 \text{ 円} - 0 \text{ 円} (\text{仕入税額控除})) = \text{納税額 } 1,000 \text{ 円}$

問題点

- 一般の商取引では、取引相手を課税事業者に限るという選択が可能だが、センターは会員としか取引できない機関である。
- 公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源が無い。
- 料金を値上げすると、発注者のセンター離れを引き起こし、仕事が大幅に減少する恐れ。
- 会員への配分金額を引き下げると、会員のモチベーションの低下、退会者の続出を招き、シルバー事業の衰退につながる恐れ。 ※ 会員の平均月収額 35,566 円（令和2年度）

課題

- 人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中で、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念。**センターにとって、新たな税負担は運営上のまさに死活問題であり、インボイス制度がこのまま導入されれば、存続の危機。**

対応の方向性

- 消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて安定的な事業運営が可能となる措置を要望します。

インボイス制度

★インボイス制度導入がシルバー人材センターに与える影響

消費税制度では、年間課税売上高 1,000 万円以下の小規模事業者については免税措置が設けられている。シルバー人材センターの会員も、基本的に免税事業者。

現在は、取引相手が課税事業者か免税事業者かに関わらず、全ての取引において「仕入税額控除」が認められており、センターは、会員に支払う配分金に関して消費税納税の必要がない。

しかし、インボイス制度が導入されると、免税事業者である会員は、インボイスを発行できないため、センターとして配分金に係る仕入税額控除を行うことができなくなり、センターは、会員に支払う配分金に含まれる消費税額相当（10%）を新たに納税する必要が生じる。

★会員が免税事業者のまま、インボイス制度が導入された場合、当シルバー人材センターの新たな税負担はどの程度か。

本制度は、令和 5 年 10 月 1 日より施行されるが、配分金に含まれる消費税の支払に関し、軽減措置が講じられている。

第 1 期経過期間	令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月 配分金に含まれる消費税の 20%
第 2 期経過期間	令和 8 年 10 月～令和 11 年 9 月 配分金に含まれる消費税の 50%
インボイス制度完全実施以降	令和 11 年 10 月以降 配分金に含まれる消費税の 100%

令和 4 年度予算準拠の配分金額

経過措置期間	配分金額	経過措置期間税額	
令和 5 年 10 月 1 日～ 令和 8 年 9 月 30 日まで	453,000 千円	(年間)	9,060 千円
		3年間	27,180 千円
令和 8 年 10 月 1 日～ 令和 11 年 9 月 30 日まで	453,000 千円	(年間)	22,650 千円
		3年間	67,950 千円
令和 11 年 10 月 1 日～	453,000 千円	(年間)	45,300 千円

第 1 期年間	9,060 千円
第 2 期年間	22,650 千円
完全実施年間	45,300 千円

★シルバー人材センターにどのような問題が生じるのか。

公益社団法人は、「収支相償」が原則であり、センターには、新たに生じる税負担を賄う財源が無い。このため、インボイス制度が予定どおり施行された場合、現実的には、料金を値上げして発注者に負担してもらうか、会員に支払う配分金を消費税相当分引き下げる、或いはそのミックス型で対応するしかない。

しかし、料金を値上げすると、発注者のセンター離れを引き起こし、仕事が大幅に減少する恐れがある。一方、会員への配分金額を引き下げた場合は、会員のモチベーションの低下、退会者の増加を招き、シルバー事業の衰退につながる恐れがある。

このように、センターにとっては、新たな税負担は、事業運営上のまさに死活問題である。

なお、一般の商取引では、仕入税額控除を行うために、取引相手を課税事業者に限るという選択が可能だが、センターは免税事業者である会員としか取引できない機関である。